別紙様式第3号（第36条関係）

　　　第　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　様

公立大学法人旭川市立大学理事長

保有個人情報開示決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

１　開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由（期間の経過により開示することができるようになることが明らかで　　あるときは，その旨）

|  |
| --- |
|  |

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等

|  |
| --- |
| ⑴　開示の実施の方法等  ⑵　開示の日時及び場所  　　日時　　　　　年　　月　　日　午前・午後　　時  　　場所  ⑶　その他 |

　　（教示）

１　この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に公立大学法人旭川市立大学に対して審査請求をすることができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６月以内に，公立大学法人旭川市立大学を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても，この処分の日（審査請求をしたときは，当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

|  |  |
| --- | --- |
| 担　当　課 | 公立大学法人旭川市立大学　総務課　　　　　　電話0166-48-3121 |